

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の  
促進に関する法律(農山漁村活性化法)の  
一部を改正する法律について

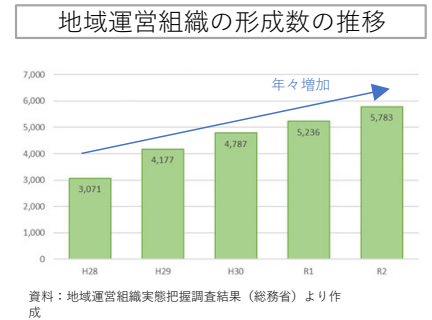
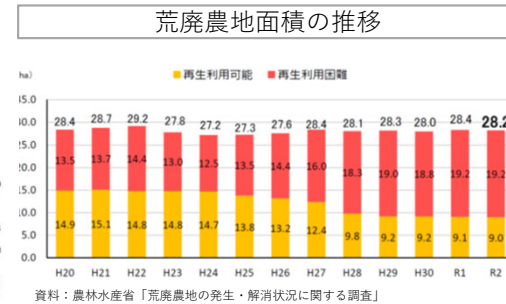
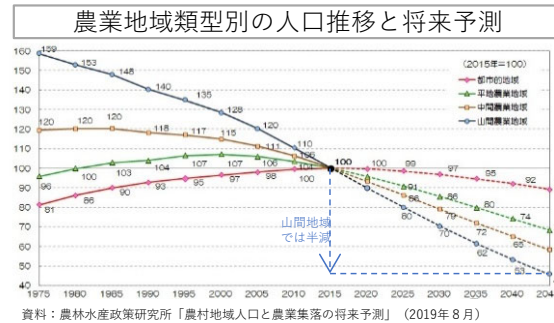
---

令和4年6月

農林水産省 農村振興局

# 1 農山漁村活性化法の一部を改正する法律のポイント

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
  - ・地方公共団体が作成する**活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付け**、
  - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての**所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる**。



## 農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

- 農用地の保全等に関する事業**を**活性化計画の対象事業**に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

### 改正前

活性化計画の対象事業は

- ・生産基盤・施設の整備に関する事業
- ・生活環境施設の整備に関する事業
- ・地域間交流拠点施設の整備に関する事業



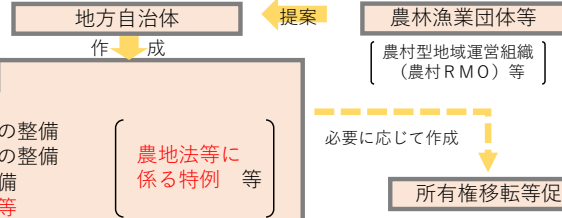
### 改正後

活性化計画の対象事業に

- ・**農用地の保全等に関する事業**（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）を**追加**



【活性化法のスキーム】



## 関係法律に基づく申請手続の簡略化

（農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等）

- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
- 多面法**※に基づく認定申請手続の簡略化

## 所有権移転等促進計画

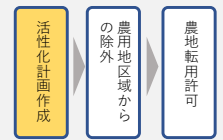
- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業**の実施に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

## 地域の円滑な取組の推進

- 活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例**を措置

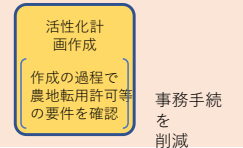
### 改正前

- ・事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



### 改正後

- ・農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



## 交付金による支援

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）**により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援

- ※このほか、**農山漁村振興交付金のうち、**
  - ・農山漁村発イノベーション推進支援事業（商品開発、専門家派遣等）
  - ・農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（モデル形成支援等）
  - ・最適土地利用対策等（土地利用計画の策定支援等）

ハード  
ソフト

注）赤字は今回改正部分

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（日本型直接支払の根拠法）

## 2 農山漁村活性化法の一部を改正する法律の概要

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
- ・地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付け、
  - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての**所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。**

### 農山漁村活性化法の主な改正内容

#### ① 活性化計画の記載事項の拡充等

- ・ 活性化計画に記載できる事業（活性化事業）として、**農用地の保全等に関する事業を追加**
- ・ 活性化事業について、改正前の交付金による支援に加え、**農地転用等に係る手続を迅速化**

※農用地の保全等に関する事業：農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するもの

#### ② 所有権移転等促進計画の記載事項の拡充

- ・ 農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う計画の対象に、改正前の活性化施設の整備に加え、**農用地の保全等に関する事業を追加**

#### ③ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（多面法）の特例

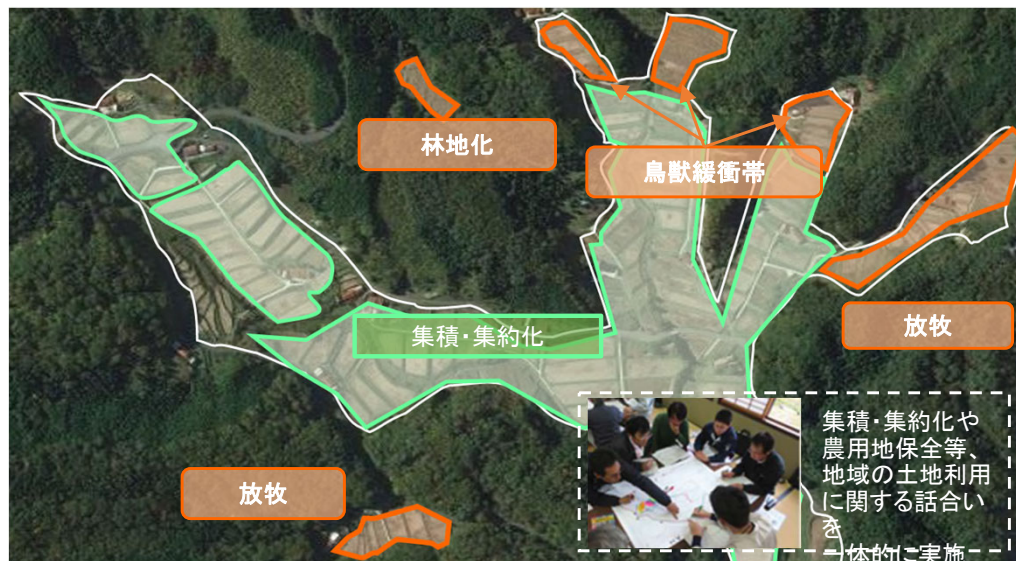
- ・ 農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載された場合、多面法に基づく**認定申請の手続を簡略化**



### 3 農山漁村地域における持続的な土地利用の推進

- 農山漁村地域においては、適切な土地利用調整の下、優良農地の確保や農地の集約化等を図りつつ、荒廃農地の発生防止や解消等を図ることが重要。
- 農地の利用に当たっては、放牧や鳥獣緩衝帯など、従来に比べて省力的かつ簡易な管理手法等も採り入れながら、農地やその周辺の土地の適切な管理・利用を行うことが必要。

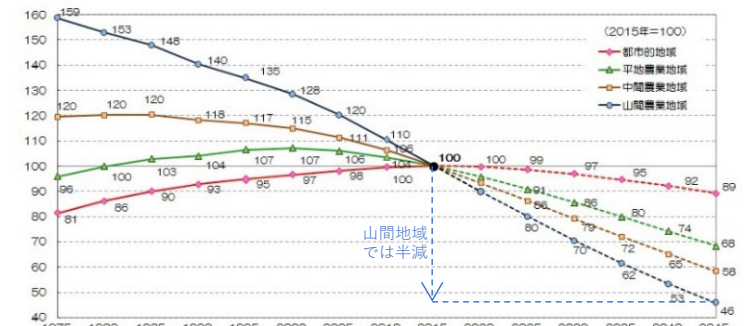
#### 地域の持続的な土地利用を推進



【農用地の保全等に関する事業】

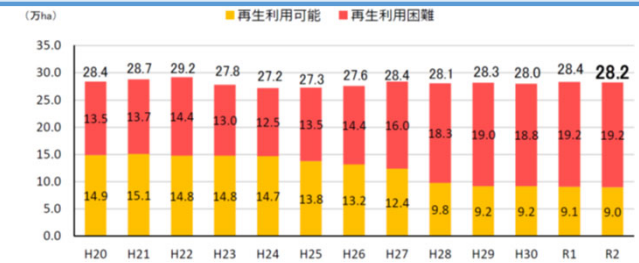


#### 農業地域類型別の人口推移と将来予測



資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）

#### 荒廃農地面積の推移



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

#### 地域運営組織の形成数の推移



資料：地域運営組織実態把握調査結果（総務省）より作成

## 4-① 農山漁村活性化法の改正の概要 (活性化計画の記載事項の拡充)

### 改正点①

- 地方自治体が作成する活性化計画に記載できる事業（活性化事業）として、農用地の保全等に関する事業を追加。

### 活性化計画の拡充

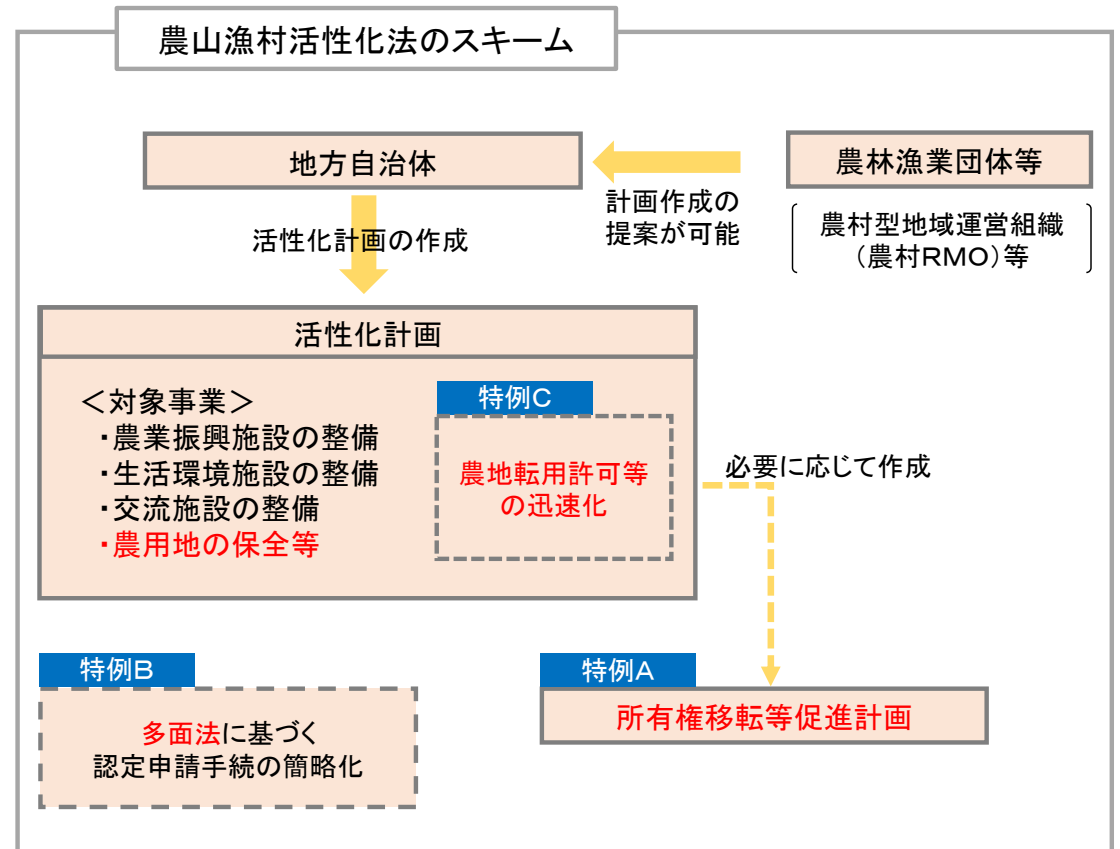
#### 改正前

- 活性化計画の対象事業は
  - ・ 生産基盤・施設の整備に関する事業
  - ・ 生活環境施設の整備に関する事業
  - ・ 地域間交流拠点施設の整備に関する事業



#### 改正後

- 活性化計画の対象事業に
  - ・ **農用地の保全等に関する事業**  
(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等) **を追加**



## 4-② 農山漁村活性化法の改正の概要 (所有権移転等促進計画の拡充)

### 改正点② 特例A

- 所有権移転等促進計画（農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う計画）の対象に、改正前の活性化施設の整備に係る事業に加え、農用地の保全等に関する事業を追加。

### 所有権移転等促進計画の拡充

#### 改正前

- 所有権移転等促進計画を作成・公告することにより、**活性化施設**の整備に関する事業に必要な農林地等の所有権、賃借権等の**権利関係の一括整理が可能**



#### 改正後

- 所有権移転等促進計画の対象に、**農用地の保全等に関する事業**（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）を追加

#### 【所有権移転等促進計画の手続の流れ】

所有権移転等促進計画（案）の作成（市町村）

- ・ 関係権利者の同意
- ・ 農業委員会の決定
- ・ （都道府県知事の承認）※

所有権移転等促進計画の決定（市町村）

- <記載事項>
- 権利の移転等を行う当事者
  - 土地の所在、地目、面積、移転時期 等

公告

権利が一括して移転・設定

※農地転用を伴う場合

### (事例) 放牧の取組

取組主体	瀬尾ファーム（栃木県茂木町 <sup>もてぎまち</sup> ）
飼養頭数	繁殖和牛36頭、子牛19頭、肥育牛9頭
経営草地	放牧地8.1ha（うち借地7.8ha）、採草地0.5ha（借地）

（令和2年9月15日現在）

下河原地区（6.4ha、地権者のべ25名）



- 放牧に必要な農地の借地交渉・手続を個別に実施  
(放牧前) (放牧後)



「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」資料を基に農林水産省が作成



## 4-③ 農山漁村活性化法の改正の概要 (多面法に基づく認定申請手続の簡略化、農地転用許可等の迅速化)

### 改正点③ 特例B

- 農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載された場合、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（多面法）に基づく事業計画の認定申請に係る手続を簡略化。

### 改正点④ 特例C

- 市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、その同意を得た場合には、農地法に基づく農地転用に係る許可等の手続を迅速化。

### 関係法律に基づく申請手続の簡略化

#### 改正前

- 活性化計画に**市民農園の整備に関する事業**が記載された場合、**市民農園法**に基づく認定申請に係る手続を簡略化



#### 改正後

- 活性化計画に**農用地の保全等に関する事業**が記載された場合、**多面法**に基づく事業計画の認定申請に係る手続を簡略化

#### 多面法に基づく事業計画

- ・ 日本型直接支払の申請手続

実施区域や活動内容等、活性化計画と共通する記載内容や添付書類の一部が省略可能

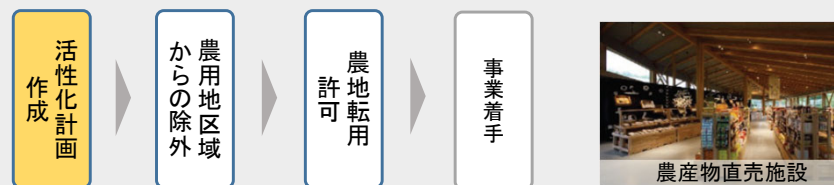


遊休農地の草刈り

### 農地転用許可等の迅速化

#### 改正前

- ・ 事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



#### 改正後

- ・ 農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



手続を削減、迅速化